

件名

労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件等の一部を改正する

件

○金融庁
厚生労働省 告示第 号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第二項第十一号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件（平成十八年金融庁告示第三号）等の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

厚生労働大臣 上野賢一郎

(労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件の一部改正)

第一条 労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〇八 略〕</p> <p>八の二 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。次条第八号の二において同じ。）</p> <p>〔九〇七 略〕</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〇八 略〕</p> <p>八の二 電子決済手段等取引業者</p> <p>〔九〇四 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〇八 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔九〇七 同上〕</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〇八 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔九〇四 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び

労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正)

第二条 労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫

及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件(平成十八年金融厚生労働省告示第四

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕二の二 略〕</p> <p>二の三 告示第一条第八号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。次条第二号の三において同じ。）の媒介</p> <p>〔三〕五 略〕</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕二の二 略〕</p> <p>二の三 告示第二条第八号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務の媒介</p> <p>〔三〕五 略〕</p>	<p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕二の二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕二の二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔三〕五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正)

第三条 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた
め
の
基
準
(平成十八年 金 融 庁 厚生労働省 告示第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第八条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十四項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二十一条</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。